

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和6年4月26日

今治市長 徳永 繁 樹



### 1 業務概要

#### (1) 業務名

今治市A I人材育成及び相談業務事業業務委託

#### (2) 業務の目的

市内企業に勤務する社員等を対象に、総合的な視点でデジタル化・オンライン化等を推進し、自社の業務にA I技術等を取り入れて生産工程等における業務の効率化や、省人化・省力化を図ることのできる人材を育成する。

関連して、自社の技術的課題やA I技術等の活用方法、D X推進の取組み方法など、随時相談があった場合の窓口を設け、アドバイスの実施やフォローアップを継続することにより市内企業におけるD X推進の支援を図る。

#### (3) 業務内容

別紙「今治市A I人材育成及び相談業務事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」といいます。) のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月10日まで

### 2 見積限度額

5,962,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

### 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者(以下「参加者」といいます。)とします。

- (1) 当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱(平成17年今治市要綱第92号)又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱(平成22年今治市要綱)の規定により入札参加資格者として認定され

ている者

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日(指名型の場合は、指名通知日)から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱(平成17年今治市要綱第18号)に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 今治市暴力団排除条例(平成22年今治市条例第50号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (6) 当該業務委託の実施年度以前において、当該業務委託と類似業務の実績(実施中のものも含む。)を有する者

## 5 担当部署

今治市役所

産業部産業振興課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL: 0898-36-1540

FAX: 0898-33-8066

E-MAIL: sangyou@imabari-city.jp

## 6 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

## 7 実施要領等の配布

- (1) 配布期間  
令和6年4月26日(金)から令和6年5月17日(金)午後5時15分まで
- (2) 配布場所  
ア ホームページ  
ホームページアドレス  
<https://www.city.imabari.ehime.jp/sangyou/proposal/10/>
- (3) 配布方法  
ア ホームページ  
前記(2)のアのホームページからダウンロードするものとします。

## 8 参加表明

- (1) 提出期間  
令和6年4月26日(金)から令和6年5月8日(水)午後5時15分まで(必着)  
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

- (2) 提出場所  
前記 5 「担当部署」
- (3) 提出書類
  - ア 参加表明書（様式第 1 号）
  - イ 会社概要（様式第 2 号）
  - ウ 実績調書（様式第 3 号）
- (4) 提出部数  
1 部
- (5) 提出方法  
提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

## 9 企画提案書の提出

- (1) 提出期間  
令和 6 年 4 月26日（金）から令和 6 年 5 月17日（金）午後 5 時15分まで（必着）  
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- (2) 提出場所  
前記 5 「担当部署」
- (3) 提出書類
  - ア 企画提案書提出届（様式第 6 号）
  - イ 企画提案書（任意様式）
  - ウ 参考見積書（様式第 7 号）
  - エ 業務実施予定体制（様式第 8 号）
- (4) 企画提案書作成要領
  - ア 企画提案書は A4 版で作成してください。
  - イ 仕様書等に沿って、企画提案書を作成してください。
  - ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成してください。
  - エ 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行ってください。
- (5) 提出部数
  - ア 正本 1 部
  - イ 副本 5 部
- (6) 提出方法  
提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。
- (7) 留意事項

## ア 基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。

## イ 提出書類の取扱い

- (ア) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (イ) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めています。
- (ウ) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

## 10 選定方法

選定は、今治市A I人材育成及び相談業務事業業務プロポーザル選定委員会が行い、前記6「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

### (1) プレゼンテーション審査（開催日時等は別途通知）

企画提案書を提出した者に対し企画提案についてのプレゼンテーション審査を実施し、前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて評価を行います。最高得点を挙げた参加者が2人以上いる場合は、前記6「評価項目及び評価基準」の審査項目(2)企画提案力の得点の高い順に、同項目の得点と同じ場合は見積金額が安価な順に順位を決定し、本業務の契約候補者として選定します。

- (2) 参加者が1者の場合は、今治市A I人材育成及び相談業務事業業務プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。
- (3) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

## 11 選定結果

選定結果は、書面により参加者全員に通知します。

## 12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合

- (6) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

### 13 その他

#### (1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

- (2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。